

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条の
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定申請について（薬局）

〔申請手続き〕

① 必要書類

- ◎申請書（第二号様式） ◎経歴書（別紙1）
- ◎調剤のために必要な設備及び施設の概要（別紙2）
- ◎処方箋の受付状況（別紙3 ～必ず2カ所以上の医療機関を記載してください。）
- ◎薬剤師免許の写し ◎学位記の写し（学位がある場合）
- ◎写真（外の地面と出入口の間・通路・待合室等が車椅子の通行でバリアフリーとなっていることが確認できるもの）
- ◎施設の見取図（原則として建設図面の写し）
- ◎保険医療機関指定通知書（写し）

厚生局と同時申請の場合は、手続き中である旨を記載いただき、後日指定通知書がお手元に届きましたら、FAXまたは郵送でご送付願います。

② 申請書提出先（郵送可）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県障害者福祉推進課障害保健福祉推進班 (TEL 043-223-2340)

③ 指定

審査基準に合致している場合は、審査の後指定を決定し、決定日の翌月の1日付けで指定となります。

〔指定要件〕

- ① 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号、以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。
- ② 患者やその家族の要望に応えて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。
- ③ 複数の医療機関から処方箋を受け付けている保険薬局であること。
- ④ 3年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。
- ⑤ 新規開局する薬局が申請する場合は、当該薬局の管理薬剤師が過去に自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している者であること。
- ⑥ 通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

〔書類作成上の注意事項〕

◎経歴は、期間、身分が明確にわかるように記載すること。

（記載例）平成○年○月○日～平成△年△月△日 ○○薬局○○店 管理薬剤師